

平成21年度母子保健対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

(平成20年度予算) (平成21年度概算要求)
19,924百万円 → 21,980百万円

1 総合的な母子保健医療対策の充実

6,145百万円

母子保健医療対策等総合支援事業（統合補助金）

周産期医療体制の整備を進めるとともに不妊治療に対する支援の実施や都道府県域における「子どもの心の診療拠点病院」を中核とした支援体制の構築等を図る。

(1) 周産期医療体制の整備

一般の産科病院等と高次の医療機関とのネットワークを構築し、総合周産期母子医療センター等において母体・胎児が危険な妊産婦や低出生体重児等に適切な医療を提供する。

(2) 地域周産期母子医療センター運営事業の創設（新規）

地域において、出産前後の集中管理が必要な母体及び胎児、新生児の一貫した管理を行う比較的高度な医療を提供する「地域周産期母子医療センター」に対して運営費の一部を助成する。

※ 対象となる「地域周産期母子医療センター」

母体・胎児集中治療管理室（MFICU）、新生児集中治療管理室（NICU）をそれぞれ3床以上有し、かつ、診療報酬上のハイリスク分娩管理加算が算定できる施設

(3) 妊産婦ケアセンター（仮称）運営事業の創設（新規）

産前産後における妊産婦の適切なサポートを行うため、入院を要しない程度の体調不良（うつ病など）の妊産婦を対象に宿泊型のサービス（母体ケア、乳児ケア等）を提供する「妊産婦ケアセンター（仮称）」に対して運営費の一部を助成する。

(4) **不妊治療に対する支援**

体外受精、顕微授精を対象に治療費の負担軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用を一部助成するとともに、不妊専門相談センター事業を実施する。

(5) **子どもの心の診療拠点病院機構推進事業の実施**

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院の整備を併せて行い、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行う。

2 小児慢性特定疾患対策の推進

11,593百万円

小児がんなどを対象とする小児慢性特定疾患治療研究事業を実施するとともに、日常生活用具を給付する福祉サービスを実施する。

3 未熟児養育医療等

3,453百万円

身体の発育が未熟のまま生まれた未熟児に対する医療の給付を行う。また、特に長期の療養を必要とする結核児童に対する医療の給付を行うとともに、必要な学習用品・日用品を支給する。

4 食育の推進

8百万円

子どもの健全な発育・発達を支援するため児童福祉施設等における食事摂取基準の適切な活用に向けた普及啓発を行う。

5 健やか親子21推進等対策経費

15百万円

「健やか親子21」（21世紀の母子保健の取り組みの方向性を提示すると同時に、目標値を設定し、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画）の着実な推進を図るため、健やか親子21推進協議会の設置、健やか親子21全国大会等母子保健に関する普及啓発活動を国において実施する。